



ネット上のショッピングモールの運営者にも商標権侵害の責任が生じ得るとした判決
(知財高裁 平成 24 年 2 月 14 日判決)

弁護士 柳澤 美佳
ダイソン株式会社勤務

第1 事案の概要

本件は、第一審（東京地判平成22年8月31日・判時2127号87頁）で原告（イタリア法人ペルフェッティ ヴァン メッレ ソシエタ ペルアチオニ）の請求【被告（楽天(株)）が原告の著名な商標（「Chupa Chups」に関する商標）の商標権を侵害する商品を販売（譲渡）したとして、商標権侵害および不正競争防止法違反を根拠に、被告に対し、当該商品の販売の差し止め及び損害賠償を求めたもの】が棄却されたのに対し、第一審原告がこれを不服として控訴を提起した事案である。

第2 前提となる事実

1. 原告は、「Chupa Chups」に関する商標権を有している。
2. 被告は、「楽天市場」という名称で、複数の出店者から買物ができるインターネットショッピングモール（以下、単に「楽天市場」という。）を運営している。楽天市場には、出店者の各々がウェブページ（出店ページ）を公開し、当該出店ページ上の「店舗」（仮想店舗）で商品を展示し、販売している。
3. 被告は、楽天市場の出店申込者ないし出店の申込みを承諾した出店者との間で、「楽天市場出店規約」記載の契約関係を有している。
4. 有限会社ティキティキカンパニー（乳幼児用よだれかけ・マグカップ）、株式会社SHELBY（帽子）等、複数の出店者が原告の登録商標を付した指定商品と同一又は類似の商品を販売し、販売のために展示していた。
5. 原告から被告に対し、数回にわたり、原告の商標を付した商品の販売の中止、写真等の削除を要請するメール、内容証明が送付された。
6. 被告は、原告に対し、〈1〉楽天市場においては、各出店ページ及びそこに掲載されている取扱商品並びに広告は、各出店者の販売事業として、出店者の責任において決定されるので、出店者が販売している商品及び広告画像に問題があると思料するのであれば、

該当商品の販売を行っている出店者と直接に交渉等を行っていただきたい、〈2〉なお、被告において確認したところ、通知書（内容証明）で指摘のあった画像は当該店舗の判断により店舗ページ上から削除されていることを申し添える旨の回答をした。

7. 原告は、平成21年8月10日の時点でティキティキカンパニー、SHELBLY等の各出店ページにおいて、原告の商標が付された商品が掲載されていることを確認し、本件訴訟を提起した。

8. 被告は、平成21年10月21日に本件訴訟の訴状送達を受けた後、本件各出店者に対し、原告から権利侵害の通告があった事実を通知するとともに、正規品であることが確認できない場合には対象商品を出店ページから削除するよう要請した。その後、同月28日までに、本件各出店者によって、それぞれの出店ページから本件各商品の商品画像が削除された。

第3 第一審の判断

（結論）出店者が商品の譲渡等の主体であって、被告（運営者）は、譲渡等の主体に当たるものではなく、商標権侵害の責任を負わない。

（判決）

- ① 「被告が運営する楽天市場においては、出店者が被告サイト上の出店ページに登録した商品について、顧客が被告のシステムを利用して注文（購入の申込み）をし、出店者がこれを承諾することによって売買契約が成立し、出店者が売主として顧客に対し当該商品の所有権を移転していること、②被告は、上記売買契約の当事者ではなく、顧客との関係で、上記商品の所有権移転義務及び引渡義務を負うものではないことが認められる。これらの事実によれば、被告サイト上の出店ページに登録された商品の販売（売買）については、当該出店ページの出店者が当該商品の『譲渡』の主体であって、被告は、その『主体』に当たるものではないと認めるのが相当である。したがって、本件各出店者の出店ページに掲載された本件各商品についても、その販売に係る『譲渡』の主体は、本件各出店者であって、被告は、その主体に当たらないというべきである。」
- ② 「これに対し原告は、楽天市場における本件各商品の販売についての被告の関与によれば、被告が主体となって本件各出店者を介し、あるいは本件各出店者と共同で本件各商品の譲渡を行った旨主張する。

しかしながら、前記前提事実によれば、①被告が楽天市場において運営するシステム（RMS）には、出店者が出店ページに掲載する商品の情報がすべて登録・保存されているが、個別の商品の登録は、被告のシステム上、出店者の入力手続によってのみ行われ、出店者は、事前に被告の承認を得ることなく、自己の

出店ページに商品の登録を行うことができ、また、実際上も、被告は、その登録前に、商品の内容の審査を行っていないこと、②出店ページに登録される商品の仕入れは、出店者によって行われ、被告は関与しておらず、また、商品の販売価格その他の販売条件は、出店者が決定し、被告は、これを決定する権限を有していないこと、③顧客の商品の購入の申込みを承諾して売買契約を成立させるか否かの判断は、当該商品の出展者が行い、被告は、一切関与しないこと、④売買契約成立後の商品の発送、代金の支払等の手続は、顧客と出店者との間直接行われること、⑤被告は、出店者から、販売された商品の代金の分配を受けていないこと、⑥もっとも、被告は、出店者から、基本出店料（定額）及びシステム利用料（売上げに対する従量制）の支払を受けるが、これらは商品の代金の一部ではなく、また、システム利用料は売上高の2ないし4%程度であること（別表参照）に照らすと、商品の販売により、被告が出店者と同等の利益を受けているということもできないこと、⑦顧客が楽天市場の各店舗で商品の注文手続を行った場合、被告のシステムから顧客宛てに『注文内容確認メール』が自動的に送信され、これと同時に、同内容の『注文内容確認メール』が当該店舗の出店者にも自動的に送信されるが、これらの送信は、機械的に自動的に行われているものであり、被告の意思決定や判断が介在しているものとはいえないこと、⑧被告の出店者に対するRMSの機能、ポイントシステム、アドバイス、コンサルティング等の提供等は、出店者の個別の売買契約の成否に直接影響を及ぼすものとはいえないこと、以上の①ないし⑧に照らすならば、実質的にみても、本件各商品の販売は、本件各出店者が、被告とは別個の独立の主体として行うものであることは明らかであり、本件各商品の販売の過程において、被告が本件各出店者を手足として利用するような支配関係は勿論のこと、これに匹敵するような強度の管理関係が存するものと認めることはできない。また、本件各商品の販売による損益はすべて本件各出店者に帰属するものといえるから、被告の計算において、本件各商品の販売が行われているものと認めることもできない。

さらに、上記①ないし⑧に照らすならば、本件各商品の販売について、被告が本件各出店者とが同等の立場で関与し、利益を上げているものと認めることもできない。もっとも、本件各出店者と被告の間には、被告は、本件各出店者からその売上げに応じたシステム利用料を得ていることから、本件各出店者における売上げが増加すれば、システム利用料等による被告の収入が増加するという関係があるが、このことから直ちに被告が本件各商品の販売の主体として直接的利益を得ているものと評価することはできない。

以上によれば、被告が本件各商品の販売（譲渡）の主体あるいは共同主体の一人であるということとはできないというべきである。」

第4 控訴審の判断

(結論) 出店者とは別に、被控訴人(運営者)も商標権侵害の主体として差止請求、損害賠償請求を受けることがあり得る。

(判決)

- ① 「・・・上記ウェブページに展示された商品が第三者の商標権を侵害しているときは、商標権者は、直接に上記展示を行っている出店者に対し、商標権侵害を理由に、ウェブページからの削除等の差止請求と損害賠償請求をすることができることは明らかであるが、そのほかに、ウェブページの運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、運営システムの提供・出店者からの出店申込みの許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって、その者が出店者による商標権侵害があることを知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、上記期間経過後から商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができると解するのが相当である。」
- ② 「けだし、(1) 本件における被告サイト(楽天市場)のように、ウェブページを利用して多くの出店者からインターネットショッピングをすることができる販売方法は、販売者・購入者の双方にとって便利であり、社会的にも有益な方法である上、ウェブページに表示される商品の多くは、第三者の商標権を侵害するものではないから、本件のような商品の販売方法は、基本的には商標権侵害を惹起する危険は少ないものであること、(2) 仮に出店者によるウェブページ上の出品が既存の商標権の内容と抵触する可能性があるものであったとしても、出店者が先使用権者であったり、商標権者から使用許諾を受けていたり、並行輸入品であったりすること等もあり得ることから、上記出品がなされたからといって、ウェブページの運営者が直ちに商標権侵害の蓋然性が高いと認識すべきとはいえないこと、(3) しかし、商標権を侵害する行為は商標法違反として刑罰法規にも触れる犯罪行為であり、ウェブページの運営者であっても、出店者による出品が第三者の商標権を侵害するものであることを具体的に認識、認容するに至ったときは、同法違反の幫助犯となる可能性があること、(4) ウェブページの運営者は、出店者との間で出店契約を締結していて、上記ウェブページの運営により、出店料やシステム利用料という営業上の利益を

得ているものであること、（５）さらにウェブページの運営者は、商標権侵害行為の存在を認識できたときは、出店者との契約により、コンテンツの削除、出店停止等の結果回避措置を執ることができること等の事情があり、これらを併せ考えれば、ウェブページの運営者は、商標権者等から商標法違反の指摘を受けたときは、出店者に対しその意見を聴くなどして、その侵害の有無を速やかに調査すべきであり、これを履行している限りは、商標権侵害を理由として差止めや損害賠償の責任を負うことはないが、これを怠ったときは、出店者と同様、これらの責任を負うものと解されるからである。」

- ③ 「もっとも商標法は、その第３７条で侵害とみなす行為を法定しているが、商標権は「指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する」権利であり（同法２５条）、商標権者は「自己の商標権・・・を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」（同法３６条１項）のであるから、侵害者が商標法２条３項に規定する「使用」をしている場合に限らず、社会的・経済的な観点から行為の主体を検討することも可能というべきであり、商標法が、間接侵害に関する上記明文規定（同法３７条）を置いているからといって、商標権侵害となるのは上記明文規定に該当する場合に限られるとまで解する必要はないというべきである。」
- ④ 「そこで以上の見地に立って本件をみるに、一審被告は、前記（１）のようなシステムを有するインターネットショッピングモールを運営しており、出店者から出店料・システム利用料等の営業利益を取得していたが、前記（２）イの番号１、２の展示については、展示日から削除日まで１８日を要しているが、一審被告が確実に本件商標権侵害を知ったと認められるのは代理人弁護士が発した内容証明郵便が到達した平成２１年４月２０日であり、同日に削除されたことになる。また、前記（２）イの番号３～８の展示については、展示日から削除日まで約８０日を要しているが、一審被告が確実に本件商標権侵害を知ったと認められるのは本訴訴状が送達された平成２１年１０月２０日であり、同日から削除日までの日数は８日である。さらに、前記（２）ウの番号９～１２の展示については、展示から削除までに要した日数は６日である。以上によれば、ウェブサイト運営の一審被告としては、商標権侵害の事実を知ったときから８日以内という合理的期間内にこれを是正したと認めるのが相当である。」
- ⑤ 「以上によれば、本件の事実関係の下では、一審被告による「楽天市場」の運営が一審原告の本件商標権を違法に侵害したとまでいうことはできないということになる。」

以上